

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2013年3月号 | No. 3/2013

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

2012年のPCT出願

PCT国際出願は2012年も引き続き高い伸びを見せ、2011年比で6.6%の増加となりました。2012年に出願されたPCT国際出願の件数は約194,400件に達し新記録を樹立しました。

上位2カ国は、米国（51,207件、全出願の26.3%）、日本（43,660件、同22.5%）であり、全出願の約半分を占めています。続いてドイツ（18,855件、同9.7%）、中国（18,627件、同9.6%）、大韓民国（11,848件、同6.1%）となっており、この5カ国で全出願の74.2%を占めています。欧州特許条約の加盟国の出願人は、加盟国全体で、全出願の29%を占め、2011年（30.2%）に比べてやや減少しました。

出願上位国では、オランダ（14%増）、中国（13.6%増）、大韓民国（13.4%増）、フィンランド（13.2%増）そして日本（12.3%増）が2桁の伸びを示しました。一方、カナダ（6.7%減）、スペイン（2.4%減）、オーストラリア（1.8%減）といった高所得国では2011年より2012年の国際出願が減少しました。大規模中所得国のトルコ（16.3%減）、メキシコ（15.6%減）、インド（9.2%減）、南アフリカ（5.3%減）そしてロシア（4%減）では、2011年は増加を記録していましたが、2012年は減少に転じました。例外的な国の一つがブラジルで、2011年（15.6%増）に続き2012年（4.1%増）も増加を示しました。

国別出願上位15カ国の全出願に対する割合と増加率を上位国から順に示した表がWIPOプレスリリースPR/2013/732のAnnex 1にあり、下記のリンク先でご覧になれます。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2013/article_0006.html

また、プレスリリースのAnnex 2では、全ての国についてのPCT出願の国別件数（筆頭出願人の居所の国毎）が示されています。ご注意いただきたいのは、上記2012年の数値とAnnex 1とAnnex 2に含まれる数値は速報値です。国際事務局では、2012年に国内及び広域官庁に出願されたPCT国際出願をまだ受理していないものもあり、確定した数値は本年の後半に公表されます。

2012年の第1位と第2位は2011年と同じで、中国企業のZTE Corporation（3,906件）と日本企業のパナソニック株式会社（2,951件）となりました。上位10出願人と当該出願人名で公開された国際出願件数を以下に示します。ドイツ企業のSiemens Aktiengesellschaftを除き、2011年の上位10出願人と同じです。

PCT出願上位50出願人の一覧は2012年に公開された件数と共にプレスリリースのAnnex 3で公開されています。

1.	ZTE Corporation (CN)	3,906
2.	パナソニック株式会社 (JP)	2,951
3.	シャープ株式会社 (JP)	2,001
4.	Huawei Technologies Co. Ltd (CN)	1,801
5.	Robert Bosch Corporation (DE)	1,775
6.	トヨタ自動車株式会社 (JP)	1,652
7.	Qualcomm Incorporated (US)	1,305
8.	Siemens Aktiengesellschaft (DE)	1,272
9.	Koninklijke Philips Electronics N.V. (NL)	1,230
10.	Telefonaktiebolaget LM Ericsson (publ) (SE)	1,197

教育機関による出願に関する情報もプレスリリース（Annex 4）でご覧いただけます。このカテゴリーで最多の出願人はカリフォルニア大学で2012年の国際公開件数は351件でした。続いてマサチューセッツ工科大学（168件）、ハーバード大学（146件）、ジョンズ・ホプキンス大学（141件）となっています。米国の大学は上位50教育機関のうち26を占め、続いて日本（6機関）、大韓民国（6機関）となっています。

公開された国際出願の技術分野に関する詳細な情報はプレスリリースの Annex 5 でご覧いただけます。

なお、2012年の最終的な数値は本年の後半にPCTニュースレターでお知らせいたします。

国際機関会合

第20回PCT国際機関会合が2013年2月6日から8日までドイツのミュンヘンで開催されました。議長による要約と作業文書は下記のWIPOウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=28303

会合では、

—ePCT を通して利用可能なサービスの報告をテークノート、提案された開発の方向性に合意、追加言語を補助するインターフェイスの拡張などの多くの優先事項に対する意見（PCT/MIA/20/2 と PCT/MIA/20/14 のパラグラフ 10-18）

—品質サブグループ会合の議長による要約をテークノート（PCT/MIA/20/14 の Annex II）、品質ポリシー、ガイドライン、品質管理におけるサンプルチェックの比較、異なる国際調査機関によって記録されたサーチ戦略の分析、報告書の標準条項のさらなる検討、国際調査報告の有用性に関する報告書の準備と検討、制度が適切に機能しているか分析するための有益なPCTメトリクス（統計指標）の開発作業を含むさらなる作業の勧告の承認

—欧州特許機構、韓国知的所有権庁、米国特許商標庁により実施された協同国際調査及び審査試行プロジェクトの第2期に関する報告、非常に有望であるといった最初の結果をテークノート（PCT/MIA/20/4 と PCT/MIA/20/14 のパラグラフ 21-26）

—補充国際調査（PCT/MIA/20/5）、より広い範囲の特許文献の利用可能性を促進するためにPCT最小限資料の特許部分の定義を更新するための提案に関する進展状況（PCT/MIA/20/6）、PCT国際調査及び予備審査ガイドラインの更新作業（PCT/MIA/20/7）、新しい配列リストの基準の進展状況（PCT/MIA/20/8）、引用文献のカテゴリーと書式に関するWIPO標準ST.14の改正（PCT/MIA/20/9）に関する報告をテークノート

–日本、イギリス、アメリカ合衆国、欧州特許機構から PCT 作業部に提出される予定の PCT 制度改善の提案の予備的な検討 (PCT/MIA/20/10,11 及び 12 と PCT/MIA/20/14 のパラグラフ 52-102)

–PCT 制度に基づく国際調査及び予備審査機関としての官庁の任命のための条件と手続きに対する見直しの必要性についての検討 (PCT/MIA/20/13 と PCT/MIA/20/14 のパラグラフ 103-109) がなされました。

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) パイロット

新しい相互の PCT-PPH 試行プログラム、これは国際調査機関又は国際予備審査機関としての一方の国の庁により作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の書面による見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) を受理した PCT 出願について、他方の国の国内段階で早期審査を利用することができます。

関係する官庁、プログラム開始日、さらなる情報に関するリンク先は下記のとおりです。

カナダ知的所有権庁と米国特許商標庁 (2013 年 3 月 1 日)

http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/h_wr03617.html

オーストリア特許庁と中華人民共和国国家知識産権局 (2013 年 3 月 1 日)

http://www.sipo.gov.cn/ztzl/ywzt/pph/zn/201303/t20130301_786614.html

(中国語と英語のリンクあり)

イスラエル特許庁と日本国特許庁 (2013 年 3 月 1 日)

<http://www.justice.gov.il/MOJEng/RashamHaptentim/Patents/PPH>

http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/japan_israel_highway_e.htm

さらに、新しい一方向の PCT-PPH パイロットプログラム、これは国際調査機関又は国際予備審査機関としての一方の国 (2 番目に記載された国の官庁) により作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の書面による見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) を受理した PCT 出願について、他方の国 (最初に記載された国の官庁) の国内段階で早期審査を利用することができます。

関係する官庁、プログラム開始日、さらなる情報に関するリンク先は下記のとおりです。

ポーランド共和国特許庁と日本国特許庁 (2013 年 1 月 31 日)

http://www.uprp.pl/uprp/_gAllery/51/41/51414/Wniosek_o_przyspieszone_badanie_w_UPRP_PCT-PPH_Request_JPO-PPO.pdf

<http://www.uprp.pl/procedura-przyspieszona-pph/Lead05,769,6674,4,index.pl,text/>

(ポーランド語)

http://www.meti.go.jp/english/press/2013/0130_02.html

http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/pdf/japan_poland_highway_e/ppo_e.pdf

(6 ページ参照)

ユーラシア特許機構と日本国特許庁 (2013 年 2 月 15 日)

<http://www.eapo.org/en/news.php?newsview=view&d=412>

http://www.meti.go.jp/english/press/2013/0213_03.html

http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/pdf/japan_eurasia_highway_e/eapo_e.pdf

(6 ページ参照)

メキシコ工業所有権機関と中華人民共和国国家知識産権局 (2013 年 3 月 1 日)

http://www.sipo.gov.cn/ztzl/ywzt/pph/zn/201303/t20130301_786611.html

(中国語と英語のリンクあり)

PCT-PPH ページは更新され、以下のウェブサイトからご参照いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

エジプト特許庁の国際調査及び予備審査機関としての機能の開始

PCT ニュースレター No.10/2009 に掲載された情報に関し、2009 年 9 月の第 40 回 PCT 同盟総会によって、エジプト特許庁は PCT における国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) に選定されましたが、この度、当該機関は 2013 年 4 月 1 日から ISA 及び IPEA としての機能を開始することを WIPO に通報しました。

ISA 及び IPEA としての当該機関に対して支払う手数料の情報については、英語版 *PCT Newsletter* の「PCT 最新情報」(“PCT Information Update”) をご覧ください。また、ISA 及び IPEA としての当該機関のその他の情報については、PCT 出願人の手引きの附属書 D 及び E に間もなく掲載されます。

国際公開公報のフロントページの INID コードの変更

2013 年 3 月 21 日から、以下のように、2012 年 9 月 16 日以降の国際出願について、国際公開公報のフロントページの出願人/発明者を区別するために使われる INID コード¹が変更されます。

現在、米国を指定する目的で発明者と出願人/発明者を識別するために使用されている INID コードは以下のとおりです。

(72) 発明者名 (もし知られていれば)、及び

(75) 出願人でもある発明者名

¹ INID コード (書誌的事項の識別記号) は特許公報や特許出願公報のタイトルページの書誌的事項を識別するために世界中の特許庁で使用されています。次のリンク先の WIPO 標準 ST.9 に記載されていますのでご参照ください。 <http://www.wipo.int/standards/en/pdf/03-09-01.pdf>

しかし、INID コード 75 は国内法で出願人と発明者が同じであるように定められた国において使われることを意図されておりますので、2012 年 9 月 16 日以降、これまで唯一該当していた米国も当てはまらなくなり、INID コードは次のように統一されることとなります。

発明者のみの場合、INID コードはこれまで同様、次のようになります。

(72) 発明者名（もし知られていれば）

一方、出願人/発明者のための INID コードは、該当する場合、次のようになります。

(72) 発明者名、及び

(71) 出願人名

この変更は 2012 年 9 月 16 日以降に出願された国際出願に対して使用される INID コードに適用され、2013 年 3 月 21 日以降に公開されます。

世界貿易機構 (WTO)

タジキスタン共和国の加盟

2013 年 3 月 2 日に、タジキスタン共和国（既に PCT 及びパリ条約の締約国）が WTO に加盟し、これにより WTO 加盟国数は 159 となりました。下記リンク先の PCT とパリ条約の締約国及び WTO の加盟国の一覧が更新されました。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf

PCT 規則 4.10(a)に従って、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国に／のために出願された一つ以上の先の出願、又は、パリ条約の締約国ではないが世界貿易機関 (WTO) のメンバーに／のために出願された一つ以上の先の出願の優先権を国際出願において主張することができます。

PCT 最新情報

CN：中国（国内段階移行期限）

GB：イギリス（出願言語）

IS：アイスランド（手数料）

JP：日本（手数料、微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）

2013 年 5 月 1 日から、受理官庁としての日本国特許庁に支払う、国際出願手数料、30 枚を超える用紙毎の手数料、手数料表第 4 項に基づく減額の円への換算額が変更になります。

また、2013 年 4 月 1 日から、特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約に基づく国際寄託当局である、独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) 特許生物寄託センター (IPOD) と、独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) 特許微生物寄託センター (NPMD) の住所が以下のように変わります。

独立行政法人製品評価技術基盤機構

特許生物寄託センター (IPOD)

千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 120 号室

〒292-0818, 日本

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター (NPMD)
千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室
〒292-0818, 日本

RS : セルビア (手数料)
RU : ロシア連邦 (電子メールによる通知、要求する写しの部数)
SG : シンガポール (国内段階移行期限)
US : アメリカ合衆国 (手数料)
ZA : 南アフリカ (手数料)

[調査手数料 \(オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁、エジプト特許庁、欧州特許機構、日本国特許庁、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁\)](#)

[補充調査手数料と補充国際調査に関するその他の手数料 \(北欧特許機構\)](#)

[国際予備審査手数料と国際予備審査に関するその他の手数料 \(エジプト特許庁\)](#)

[取扱手数料 \(エジプト特許庁、日本国特許庁\)](#)

特許協力条約及び規則 (紙版)

2013 年 1 月 1 日施行の英語、仏語版の特許協力条約及び規則の条文集 (紙版) が出版されました。

お値段は通常郵便の場合 24 スイスフラン、速達郵便の場合 28 スイスフランです。お申込みは、WIPO 出版番号 No.274 と必要な出版の言語を明示して、WIPO の “Outreach Services Section” までご連絡ください。

ファクシミリ : (41-22) 740 18 12
E メール : publications.mail@wipo.int
電子ブックショップ : <http://www.wipo.int/ebookshop>
あて名 : 34, chemin des Colombettes
P.O. Box 18, CH-1211 Geneva 20
Switzerland

公開スケジュールの変更

2013 年 5 月 10 日の公開 (公開日)

2013 年 5 月 9 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たる為、その日に通常公開される PCT 出願及びその日に通常公開される公示 (PCT 公報) が 2013 年 5 月 10 日 (金) に公開されます。しかし、PCT 出願の技術的準備が完了する日に変更はありません。つまり、国際公開に反映させたい変更は 2013 年 4 月 23 日 (火) の 24 時 (CET : 中央ヨーロッパ時間) までに国際事務局に受理される必要があります。

2013年5月23日の公開（公開のための技術的準備）

2013年5月9日（木）と5月20日（月）はWIPOの閉庁日に当たる為、2013年5月23日（木）に公開されるPCT出願の技術的準備が完了する日が通常より早まります。したがって、国際公開に反映させたい変更は2013年5月6日（月）の24時（CET）までに国際事務局に受理される必要があります。（通常の場合の技術的準備が完了する日である2013年5月7日（火）の24時までの代わり）

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報

PCT規則

2013年1月1日発効のPCT規則のアラビア語、中国語、イタリア語及びロシア語版が英語、仏語、日本語に加えて利用可能になりました。下記リンク先をご覧ください。

（アラビア語）http://www.wipo.int/pct/ar/texts/pdf/pct_regs.pdf

（中国語）http://www.wipo.int/pct/zh/texts/pdf/pct_regs.pdf

（イタリア語）http://www.wipo.int/pct/it/texts/pdf/pct_regs.pdf

（ロシア語）http://www.wipo.int/pct/ru/texts/pdf/pct_regs.pdf

中国語によるPCT関連資料

中国語によるPCT関連資料に以下の資料が追加されました。

優先権の回復

PCT経由の広域特許

品質レポート

PCT国際調査及び予備審査ガイドラインのパラグラフ21.29及び21.30に従って、国際調査及び予備審査機関が国際機関としての業務を遂行する上での品質管理に関する年次報告書を作成しました。2012年の報告書は下記のリンク先でご覧になれます。

<http://www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html>

セミナー資料

PCT手続きを網羅したセミナー資料の英語、仏語、独語及びスペイン語版が2013年2月に更新されました。これは2013年1月1日施行のPCT規則改正の内容（特にアメリカ発明法の発効により必要となった改正）が反映されています。下記リンク先をご覧ください。

（英語）http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/document.pdf

（仏語）http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/basic_1/document.pdf

（独語）http://www.wipo.int/pct/de/seminar/basic_1/document.pdf

（スペイン語）http://www.wipo.int/pct/es/seminar/basic_1/document.pdf

ロシア語の PCT 用語集

PCT ユーザに PCT 用語の定義を提供している PCT 用語集がロシア語でご利用いただけます。下記リンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/glossary.html>

PCT 様式

独語の様式 PCT/IPEA/404 が更新されました。下記リンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/de/forms/ipea/ipea404.pdf>

PCT ウェビナー

PCT ウェビナーページが更新され、2013 年 3 月 12 日付けの英語による 2 つのウェビナーが追加されました。パワーポイント資料もダウンロードできます。下記リンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

手数料の支払い請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT Newsletter において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、"UPTS – Universal Patents and Trademarks Service" 名の新たな請求書が確認されました。PCT ユーザが IB に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のページでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じページから参照可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、IB にご連絡いただければ幸いです。

電話番号 : +41 22 338 83 38

FAX 番号 : +41 22 338 83 39

電子メール : pct.infoline@wipo.int

実務アドバイス

国際出願の要約の補正について

Q: 数週間前に国際出願をしたのですが、要約に大切な情報を記載することを忘れていたことに気がつきました。要約は先行技術をサーチする際に文献の選別手段として使われているので、もしこの情報が要約に記載されていなければ、私の出願が今後のサーチで見逃されてしまう危険があると思うのです。要約を補正することは可能でしょうか？もしできるのであれば、どこにそのような補正を提出すればよいのでしょうか？また、提出に関する期限はございますか？PCT 規則 91 に基づく明白な誤記の訂正の請求を提出することによって、要約を補正することは可能でしょうか。

A: まず、PCT 規則 91 では、明細書、請求の範囲、図面若しくは願書における明白な誤記の訂正は可能ですが、要約に対する誤記の訂正はできません（同規則(g)(ii)を参照）。しかしながら、以下に説明するように、PCT 規則 38.3 に基づいて、要約の修正案を提出することが可能です。

国際出願時の要約に満足していないのであれば、国際調査報告（ISR）が郵送で発送された日から1ヶ月の期間であれば、国際調査機関（ISA）（国際事務局や受理官庁ではない）に対して、要約の修正案を提出することが可能です。出願時のものであろうと、出願人により修正された要約であろうと、ISAはその内容を確認し、要約がPCT 規則8の規定に従っていないとISAが認めた場合には、ISA自ら要約を作成します。

国際出願に要約が含まれていない場合において、受理官庁が出願人に対して要約の補充を求めよう求めている場合には、ISA自ら要約を作成することにご注意下さい（PCT 規則38.2）。その後、出願人はその要約の修正及び／又は意見を述べる機会が与えられます。しかし、出願人が自発的に要約の修正を提出した場合であっても、ISAが作成した要約に対して出願人が意見を提出した場合であっても、要約の最終的な内容を決定するのはISAです（PCT 規則38.3）。

ISAが認めた出願人による要約に対する修正やISA自ら行った修正は国際事務局（IB）に送付され、修正された要約が国際公開されます。もし、国際出願が既に公開されていれば、修正された要約とともに再公開されます。

要約に追記するのでしたら、合計150字を超えないようにご注意ください（PCT 規則8.1(b)）。また、要約では発明の属する技術分野を表示し、技術的課題、発明による技術的課題の解決方法の要点及び発明の主な用途を明瞭に理解することができるように起草し、該当する場合には、発明の特徴を最もよく表す化学式も含まなければならないことにご注意ください。要約の内容及び様式に関する要件についての詳細は、PCT 規則8、PCT 出願人の手引きの国際段階のパラグラフ5.164～5.174をご参照ください。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧